令和７年度
第２回高松市地域部活動検討委員会
令和7年10月27日

高松市教育委員会

令和７年度 第２回高松市地域部活動検討委員会　次第

１　開会
２　国の動向について（報告）
３　高松市地域クラブ活動基本方針（案）について
４　その他
５　閉会

高松市地域部活動検討委員会委員名簿 （令和7年5月1日現在）

資料1

区　分	氏　名	所属等	役　職
学識経験者	米村　耕平	香川大学	香川大学教授
教育関係団体の役員	北堀　宏	高松市立牟礼中学校	高松市中学校長会　会長
	宮脇　充広	高松市立古高松小学校	高松市小学校長会　会長
	仁谷　美樹	高松市立香川第一中学校	高松地区中学校体育連盟　会長
	倉山　佳子	高松市立古高松小学校	香川県女子体育連盟　常任理事
	三好　一生	高松市立国分寺中学校	香中研高松支部音楽部会　会長
	辻　佳宏	高松市PTA連絡協議会	高松市PTA連絡協議会　会長
体育・スポーツ・文化関係団体の役員	大西　努	（公財）高松市スポーツ協会	（公財）高松市スポーツ協会　会長
	近藤　賢介	高松市総合型地域SC連絡協議会	高松市総合型地域SC連絡協議会　事務局長
	西山　文人	高松市スポーツ少年団	高松市スポーツ少年団　本部長
	臼井　隆	香川県吹奏楽連盟	香川県吹奏楽連盟　副理事長

２　国の動向について（報告）

「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」

【開催状況】第1回（R6.8.23）～第4回（R7.5.16）
【検討事項】（１）　地域クラブ活動への移行に係る課題の整理・解決策について
（２）　令和８年度以降の地域クラブ活動への支援方策等について
（３）　ガイドラインの見直しの論点整理について
【報告等】　（R6.12.18）中間とりまとめ　（R7.5.16）最終とりまとめ

「部活動の地域展開・地域クラブ活動の推進等に関する調査研究協力者会議」

【開催状況】第1回（R7.6.30）～第7回（R7.10.9）
【検討事項】（１）　地域クラブ活動の要件及び認定方法について(参考資料p１～p９)
（２）　地域クラブ活動に係る費用負担の在り方について(参考資料p12～p15)
→令和７年秋～冬に全体像の取りまとめ
（３）　学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドラインの見直しについて(参考資料p10～p11)
→令和７．９月から検討中

３　高松市地域クラブ活動基本方針（案）について

■はじめに

　近年の少子化の影響により生徒数が減少する中で、中学生の豊かなスポーツ・文化芸術活動を実現するためには、持続可能な活動環境の整備が求められている。
　本市においてもこれまでの検討委員会での協議を踏まえ、地域展開の方針をまとめた。

■目次

１．策定の背景
（１）本市の部活動の現状、課題
（２）本市の取組
２　本市が目指す将来像
（１）基本目標（目指す姿）
（２）基本方針
３　新たな地域クラブ活動について
（１）位置づけ　（２）対象者　（３）実施体制　（４）活動場所　（５）参加費等
（６）適切な指導の実施　（７）保険の加入　（８）適切な休養日等の設定
（９）大会やコンクール等の運営の在り方　（10）その他
４　今後の進め方

３　高松市地域クラブ活動基本方針（案）について

１　策定の背景

（１）本市の部活動の現状、課題

①　生徒数について
②　部活動数・入部生徒数について
③　選択肢の格差とニーズの多様化について
④　教員の働き方改革について

（２）本市の取組

①　実践研究事業
②　部活動等調査（アンケート）結果について（令和5年10月実施）
　ア　休日クラブ活動への参加意向について
　イ　部活動・地域クラブ活動の状況について
　ウ　地域クラブ活動費として妥当な金額について
　エ　地域クラブ活動に対して保護者の期待などについて

３　高松市地域クラブ活動基本方針（案）について

２　本市が目指す将来像

（１）基本目標（目指す姿）

つながる、ひろがる、かなえる
～みんなで育む新しい地域クラブ活動～

（２）基本方針

「子どもたちの成長を地域全体で支える」

つながる

●中学生だけでなく、小学生から大人まで誰でも、気軽に参加できる

ひろがる

●スポーツ・文化等の既存の枠にとらわれない、多様な活動の創出

かなえる

●子どもたちが活動の主役
●子ども自身が「やりたいこと」を選んで活動できる

３　高松市地域クラブ活動基本方針（案）について

３　新たな地域クラブ活動について

高松市では、**平日・休日ともに、**地域クラブ活動を開始

参 考　**平日を含めた地域移行について**

（令和６年度第２回地域部活動検討委員会（R7.1.17開催）
会議資料：部活動地域移行支援コーディネーターからの提案より）

・平日と休日で指導者が異なることを教員や生徒等が不安に感じる意見があったため。
・平日と休日の活動が異なると責任の所在が不明確になることや連携が難しくなるため。
・平日に部活動を受け持つ教員の負担の軽減にならないため。
・近隣県の市では、平日を含めて地域移行する方針を示している中で、教員関与の仕組みを続けていくことは、今後の教員確保の観点からも現実的ではないため。
・これまで当たり前のように与えられた枠組みの中で活動してきた放課後や休日の時間について、学習やスポーツ、文化活動を含めて、その過ごし方を自分で主体的に考え、判断するきっかけにしていくため。

３　高松市地域クラブ活動基本方針（案）について

３　新たな地域クラブ活動について

（１）位置づけ

地域クラブ活動
社会教育法上の「社会教育」（学校教育外）

部活動
学校教育の一環（教育課程外）

（２）対象者

希望する中学生

（３）実施体制

■運営・管理事務局（高松市）
・包括的な企画・管理・サポート等の事務
・指導者へのコンプライアンスの研修、指導等

■実施主体
・事務局によって認定された地域クラブ活動を行う
・既存のスポーツ・文化芸術団体のほか、新たに創設した団体など多様な団体が実施主体となる。教員（兼職兼業）も参加できる
・活動計画の決定と周知、クラブ運営費の管理（集金、支払い）、参加者との連絡調整

３　高松市地域クラブ活動基本方針（案）について

３　新たな地域クラブ活動について

（４）活動場所

基本は学校施設。その他、公共のスポーツ・文化施設や社会教育施設等

（５）参加費等

地域クラブの活動費用（指導者謝金、保険料、運営費等）は、参加者の負担
市は、参加費の低廉化等を図るための対策を検討

（６）適切な指導の実施

・参加者の心身の健康管理や事故防止の徹底と、体罰・ハラスメントの根絶
・適切な休養、過度の練習の防止

（７）保険の加入

参加者、指導者等の保険加入（必要に応じて個人賠償責任保険への加入を推奨）

３　高松市地域クラブ活動基本方針（案）について

３　新たな地域クラブ活動について

（８）適切な休養日の設定

自由参加を原則。「国のガイドライン※」の範囲内で、活動時間を設定
短時間に合理的でかつ効率的・効果的な活動を行えるように努める
※「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」
・週当たり２日以上の休養日の設定（平日１日、週末１日）
・１日の活動時間は、平日２時間程度、学校休業日３時間程度

（９）大会やコンクール等の運営の在り方

地域クラブ活動としての参加について、大会関係者間で検討するよう働きかける

（10）その他

地域全体としてより幅広いニーズに応えられるようになることや、生涯を通じた運動習慣作りや文化芸術等の愛好が促進されること等を目指し、地域クラブ活動の充実を図る
地域クラブ活動の実施に関する詳細は、別に定める

３　高松市地域クラブ活動基本方針（案）について

４　今後の進め方

部活動は<u>令和９年８月末で終了</u>し、<u>令和９年９月から</u>、平日・休日ともに地域クラブ活動を<u>開始</u>

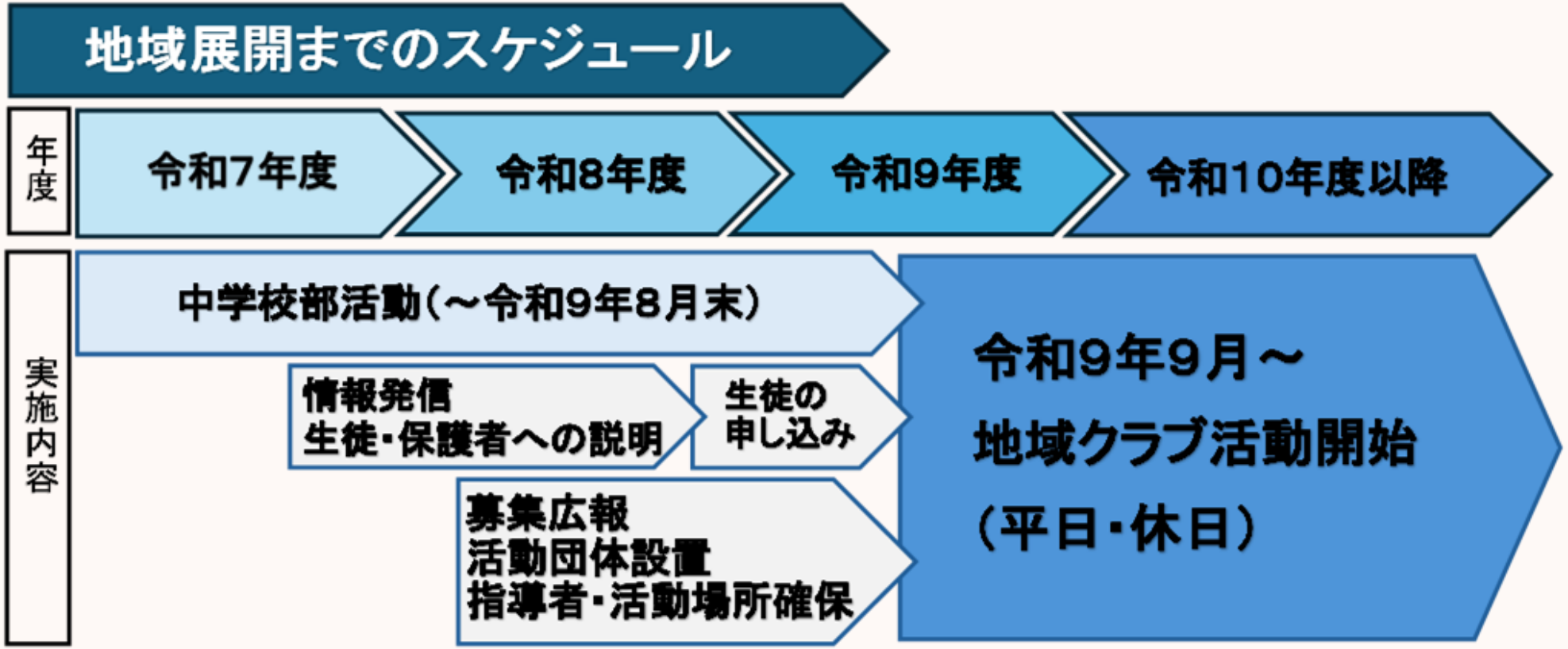

３　高松市地域クラブ活動基本方針（案）について
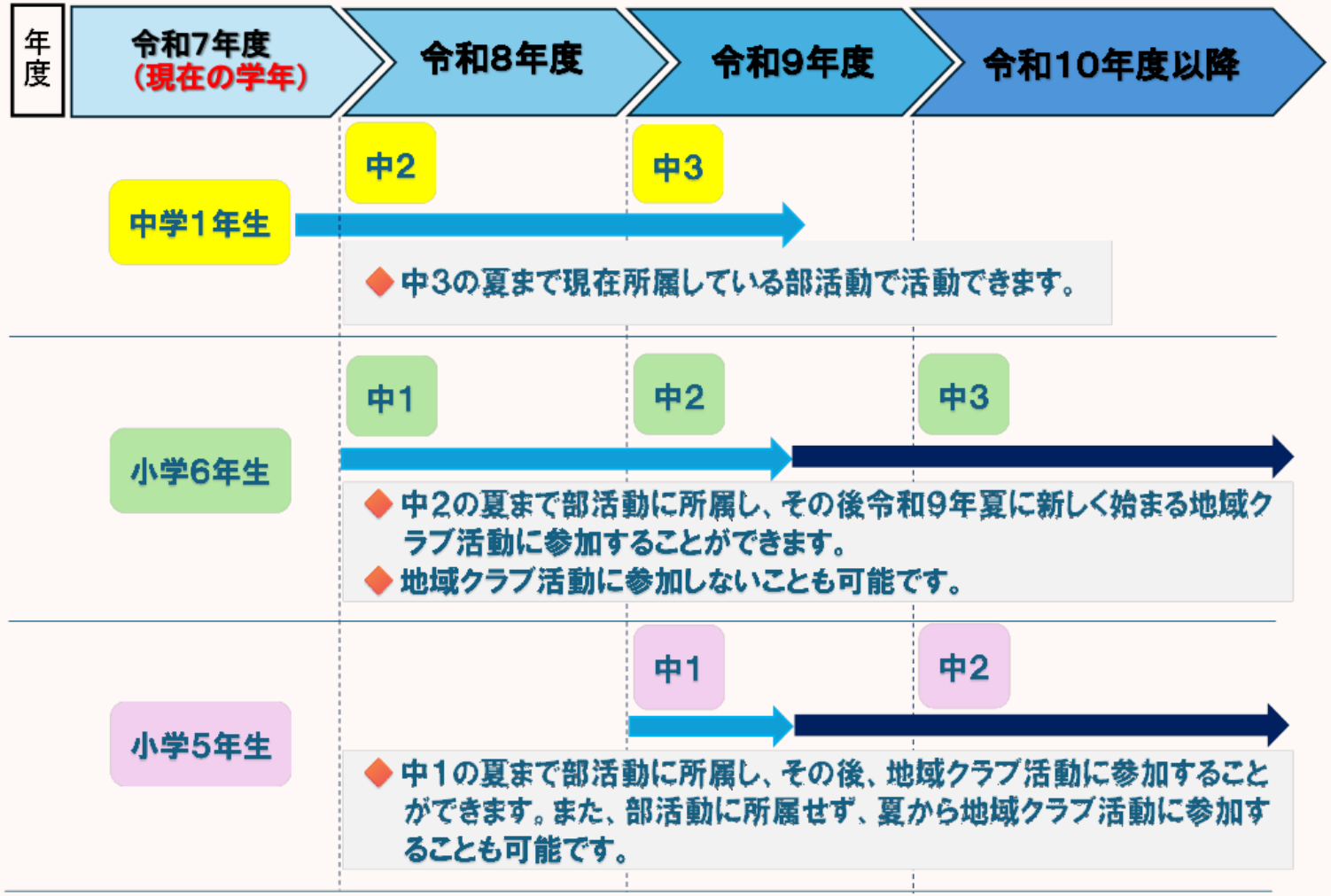
４　今後の進め方